

平成24年度4月16日以降に運行管理者に選任された方

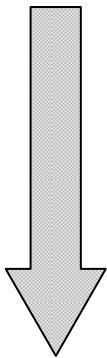
運輸規則第48条の4、安全規則第23条関係

今年度（平成24年4月16日以降）新たにその事業者において運行管理者として選任された方で過去に基礎講習を受講したことがない方については、選任された年度に必ず基礎講習を受講しなければなりません。（告示で規定）

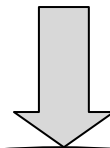
※同一事業者の営業所移動の選任は該当致しません。

Q1. 当該事業者（会社）で運行管理者に・・・

初めて選任される



以前、選任されたことがある



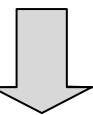
一般講習受講

※新たに選任された運行管理者に該当しない
※同一事業所間の異動で新たに選任された場合も新たに選任された運行管理者に該当しません

Q2. 過去に基礎講習を受講したことが・・・

ある

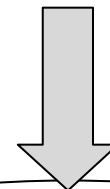
- ・受験資格を得る為に受けた
- ・補助者となる為に受けた
- ・実務経験で資格を得る為に受けた



一般講習受講

ない

- ・受験資格は実務証明で得た



基礎講習受講

基礎講習受講対象者が基礎講習受講前に一般講習を受講しても意味がありません。

基礎講習終了後、その後は二年に一度の一般講習を受講して下さい。